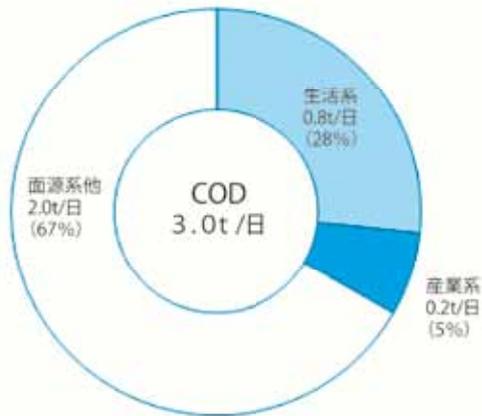


手賀沼(24年度)



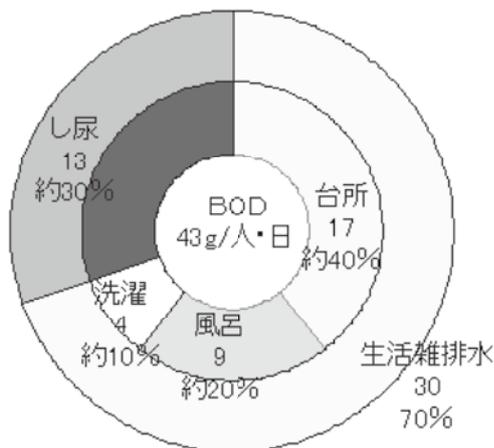
イ 生活系

生活排水とは、日常の生活に伴って出る排水のことで、「し尿」と台所や風呂場や洗濯などからの「生活雑排水」に分けられます。

生活排水は産業系の排水と違って、ほとんど有害物質を含まず、BOD (COD) や窒素、りんなどが高いのが特徴です。

BOD の量は平均すると、1人1日当たり「し尿」で13g、「生活雑排水」で30gです。(図表 4-3-20)

図表 4-3-20 生活排水の性状



出典：環境省 HP「生活排水読本」のデータより

ウ 産業系

24 年度末現在の水濁法の特定事業場届出数は 10,731 事業場で、このうち、規制対象事業場（排水量が 30m³/日以上又は有害物質使用特定事業場等）は 2,102 事業場で全体の 19.6% です。(図表 4-3-21)

図表 4-3-21 特定事業場届出状況

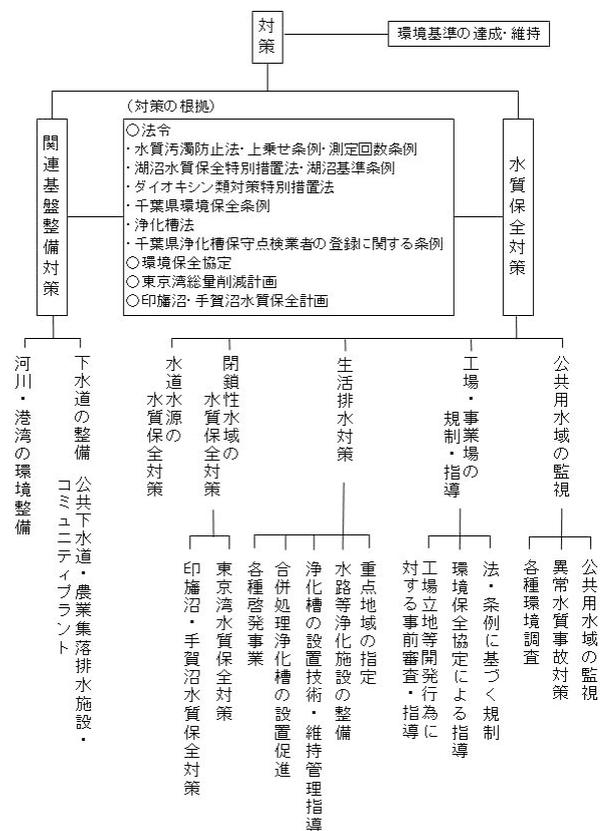
(24 年度末現在)

区分	特定事業場数		うち規制対象事業場数		
	届出数	(うち)	届出数	(うち)	
県所管分	7,954	(7,978)	1,286	(1,317)	
政令市所管分	千葉市	782	(506)	153	(75)
	市川市	400	(402)	143	(146)
	船橋市	544	(477)	205	(204)
	松戸市	330	(330)	83	(86)
	柏市	264	(255)	115	(115)
	市原市	457	(454)	117	(123)
	小計	2,777	(2,424)	816	(749)
合計	10,731	(10,402)	2,102	(2,066)	

(注) 1. () 内は 23 年度末の数値。
2. 規制対象の欄の数値は事業場数の内数。

2 県の施策展開 (図表 4-3-22)

図表 4-3-22 水質保全対策体系図



(1) 工場・事業場等に対する対策の徹底

ア 法・条例による規制

(ア) 水質汚濁防止法及び上乗せ条例等に基づく規制

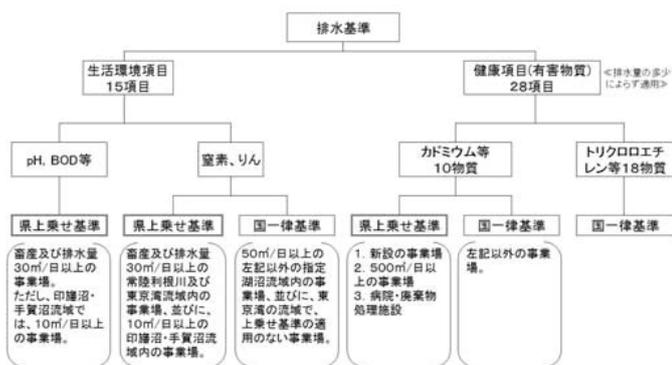
法に定められた施設（特定施設）を設置する工場・事業場（特定事業場）に対して、排水水の汚濁濃度についての基準（排水基準）等

を定め規制しています。

排水基準は都道府県の実情に応じて、国が定める一律基準よりも厳しい基準(***上乘せ基準**)を定めることができるとされており、本県では、全県にわたって水域、業種、排水量、新設・既設の区分により上乘せ基準を定めるとともに、条例で国よりも高い頻度での自主分析を事業者に義務付けています。

さらに、印旛沼・手賀沼については、日平均排水量が 10m³ 以上の小規模な特定事業場も規制対象としています。(図表 4-3-23)

図表 4-3-23 本県における特定事業場に対する排水規制の体系 (24 年度)



(イ) 立入検査

特定事業場の排水基準遵守の状況等を監視するため、24 年度に県及び政令市 (図表 4-3-21 参照) が 2,102(県所管 1,286)の規制対象事業場に対し、延べ 1,470(県所管 880)事業場の排水検査を実施しました。

この結果、延べ 183(県所管 118)事業場 (12.4%) が排水基準に違反していました。(図表 4-3-24)

違反の原因は、排水処理施設の維持管理の不徹底によるものが最も多く、次いで排水処理施設の不備、故障・事故の順となっており、違反事業場に対しては、改善命令、改善勧告等の行政措置により排水処理施設の維持管理の強化等改善を指導しました。

図表 4-3-24 水質汚濁防止法に基づく立入検査結果 (3 か年経緯、政令市も含めた全県下)

年度	2 2	2 3	2 4
特定事業場総数	10,487	10,402	10,731
規制対象事業場数	2,113(469)	2,066(438)	2,102(538)
排水検査実施 延事業場数	1,366(295)	1,373(290)	1,470(357)
延違反事業場数	169(23)	156(18)	183(17)
違反率(%)	12.4(7.8)	11.4(6.2)	12.4(4.8)
行政措置 件数	一時停止	—	—
	改善命令	3(0)	4(1)
	勸告	134(18)	115(11)
	指導	34(5)	37(6)

(注) 1. 特定事業場総数及び規制対象事業場数は各年度末現在の届出数
2. () 内は、有害物質使用特定事業場及び有害物質基準値超過事業場に係る内数

(ウ) 千葉県環境保全条例に基づく規制

「千葉県環境保全条例」では、「水質汚濁防止法」の特定施設のほかに、独自に特定施設(小規模な畜舎等)を規定し、排水基準を定め規制しています。

24 年度末現在の届出事業場数は、1,311 事業場となっています。

イ 指導

(ア) 環境保全協定に基づく指導

千葉臨海地域の主要工場と県・関係市とで締結している環境保全協定により、COD、窒素及びりん等の汚濁負荷量の削減を図るとともに、有害物質等についての排出基準を定め指導しています。

なお、協定の遵守状況を確認するため、24 年度は水質保全に関する細目協定対象の 40 社 48 工場中 46 工場に対し、県・市合同の立入調査を実施したところ、2 工場で協定値を超過していたため、改善指導を行いました。

(図表 4-3-25)

また、協定工場が生産施設等を新・増設、変更若しくは廃止する場合には、事前に協議することとされており、24 年度には水質等に関し 19 件の審査を実施し、汚濁負荷量削減等必要な措置を講ずるよう指導しました。

図表 4-3-25 協定に基づく立入調査結果
(24年度)

細目協定 締結工場	立入調査 延工場数	排水調査 延溝数	超過 延工場数	超過率 (%)
48	81	139	2	1.4

(イ) 工場立地等各種開発行為の事前審査による指導

以下に示す開発行為等について審査・指導を行い、必要に応じて水質汚濁防止に関する指導を行っています。

24年度は、延べ92件の事前審査を実施し、給排水計画、地下水涵養等について指導しました。

- 千葉県の開発許可制度に基づく開発行為に対する審査・指導(13件)
- 自然公園等における建築物等建設事前協議における審査・指導(7件)
- 企業庁等の所有する工業用地への進出企業が提出する環境保全対策書の審査・指導(7件)

(ウ) 小規模事業場への指導

「水質汚濁防止法」等の排水規制の対象とされない飲食店等の小規模事業場については、排出水量は少ないものの、一般家庭に比べ汚濁負荷は大きく、その影響は軽視できません。

このため、「千葉県環境保全条例」に排水処理施設の設置などを定め必要な措置を講ずるよう指導しています。

また、県庁ホームページにより適切な排水対策の普及・啓発を図るとともに、県及び政令市の関係部署が事業者を指導・助言する際の技術的な指針として「小規模事業場指導マニュアル」を作成し、適切な排水対策の確保を図っています。

(2) 生活排水対策の推進

ア 全県域污水適正処理構想

県全域を対象とした総合的な污水处理の構想である「全県域污水適正処理構想」(8年度策定、15年7月及び23年3月見直し)に基づき、下水道、農業集落排水、合併処理浄化

槽などの污水处理施設の整備を、地域の実情に合わせ効率的に進めます。

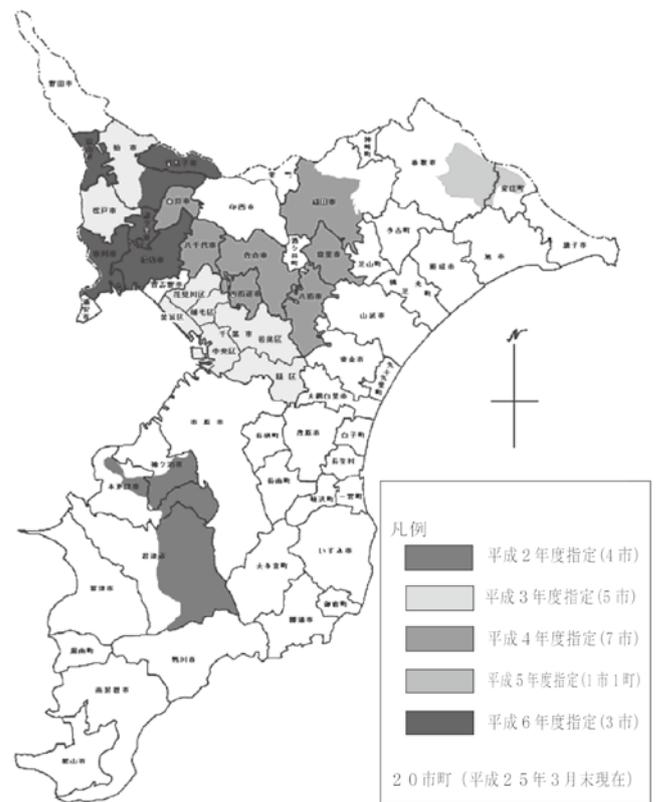
なお、24年度末では全県の污水处理人口普及率は84.4%となっています。

イ 水質汚濁防止法に基づく生活排水対策の推進

県は「水質汚濁防止法」に基づき「生活排水対策重点地域」を指定しています。

指定された地域の市町村は、推進計画の策定、啓発、浄化施設の整備など、生活排水対策を計画的に実施しています。(図表 4-3-26)

図表 4-3-26 生活排水対策重点地域指定状況



ウ 下水道の整備

下水道は、生活環境の改善、浸水防除のほか、河川、海域、湖沼といった公共用水域の水質保全を図るための重要な基盤施設です。

本県では、公共用水域の水質環境基準を達成維持することを目的とした下水道整備に関する総合的な基本計画「流域別下水道整備総合計画」を策定し、流域下水道、公共下水道

等の下水道事業を実施しています。

24年度末現在、県内の下水道処理人口普及率は70.7%となっています。

また、閉鎖性水域等の水質改善を目的とした高度処理の導入を進めており、24年度末で県内の高度処理人口普及率は、23.8%となっています。

さらに、海老川流域水循環系再生への取組として、平常時流量の確保と水質の改善を図るため、下水高度処理水を河川に導水し、新たな水環境の創造に取り組んでおり、19年10月から長津川及び飯山満川への導水を実施しています。

(ア) 流域別下水道整備総合計画

流域別下水道整備総合計画は、流域下水道や公共下水道の事業計画の上位計画として位置付けられるものであり、本県の場合、公共用水域別に東京湾、利根川及び九十九里・南房総の3流域に分けて策定されています。

(イ) 流域下水道

流域下水道は2以上の市町村からの汚水を受け、処理するための下水道で、終末処理場と幹線管渠から成り立っています。

事業は原則として都道府県が行うこととされ、本県では印旛沼流域下水道事業を昭和43年度から、手賀沼流域下水道事業を46年度から、江戸川左岸流域下水道事業を47年度から実施しています。(図表4-3-27)

図表 4-3-27 流域下水道計画（全体計画）及び実績 (24年度末現在)

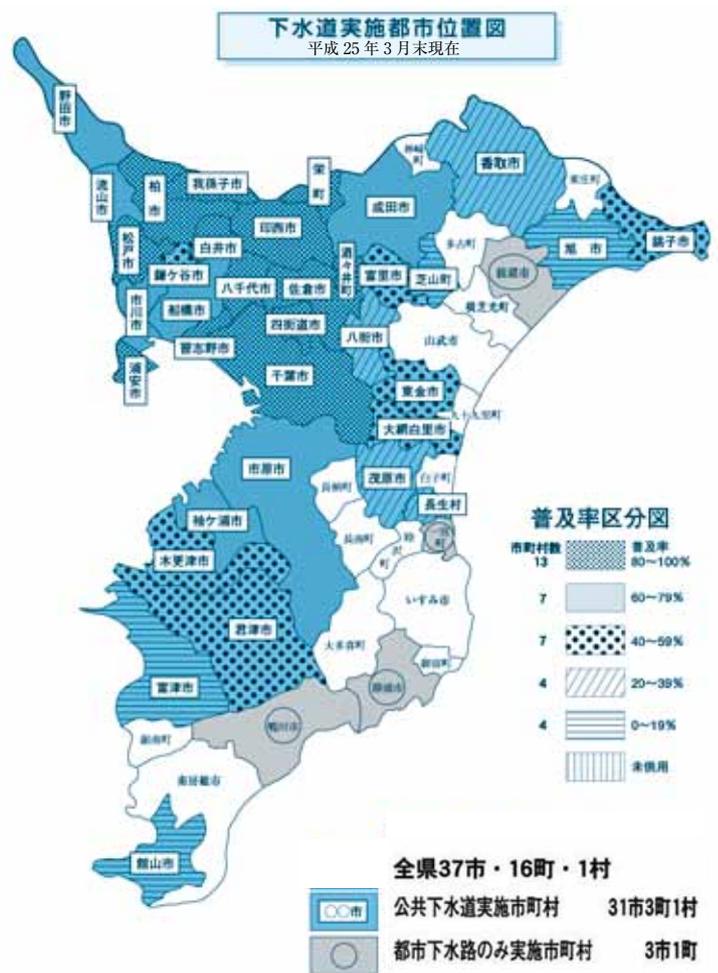
流域下水道の名称		印旛沼流域下水道	手賀沼流域下水道	江戸川左岸流域下水道
計画	関係市町村	千葉市他 12市町	松戸市他 6市	市川市他 7市
	面積(k㎡)	274	121	204
	計画人口(万人)	141	66	142
	管渠延長(km)	217.6	88.3	115.5
	処理場数	2	1	2
実績等	使用開始年度	49	56	56
	処理能力(千m ³ /日)	花見川395 同第二284	292	江戸川 第二464
	24年度事業費(億円)	8	15	27

(ウ) 公共下水道

公共下水道は、市町村が事業を実施するもので、主として市街地の家庭や事業場から発生する汚水や雨水を排水施設によって集め、汚水については終末処理場で処理するか、流域下水道に接続して処理し、雨水については直接公共用水域に排除します。

公共下水道は24年度末現在県内35市町村で事業を実施しています。(図表4-3-28)

図表 4-3-28 公共下水道の普及状況(24年度末現在)



なお、24年度末現在の処理人口は約441万人であり、25年度はそれぞれの市町村が合計約368億円(見込み)を投入して引き続き事業を行い、下水道の普及に努めます。

エ 農業集落排水施設の整備

農村地域では、都市と比べて下水道などの整備が立ち遅れ、生活排水による農業用水や集落排水の水質汚濁が生じています。

このことが農業生産や生活環境の面で問題